主 文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人前野育三,同松岡正章,同辰巳裕規の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,事案を異にする判例を引用するものであって,本件に適切でなく,その余は,憲法違反をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認の主張であり,被告人本人の上告趣意は,事実誤認の主張であって,いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ職権で判断するに、本件の公訴事実は、被告人が、道路標識によりその最高速度が50km毎時と指定されている道路(高速自動車国道又は自動車専用道路以外のもの)において、その最高速度を30km毎時超える80km毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行したというものであるところ、第1審判決が、証拠調べの結果、被告人運転車両の速度が80km毎時以上であったことの証明はなく、本件は反則者の反則行為に当たるから、反則金納付通告の手続を経ることなく行われた本件公訴提起の手続は違法であるとして、公訴を棄却したのに対し、公訴事実どおりの最高速度違反の事実が認められるとして第1審判決を破棄した原判決が、刑訴法398条を適用せず、自判できるとした判断は正当である。

よって,同法414条,386条1項3号により,裁判官全員一致の意見で,主 文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 才口千晴 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉 徳治 裁判官 涌井紀夫)